

えびの市障害者計画（案）

平成25年度～平成29年度



宮崎県えびの市

< 目次 >

第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ・他計画との関係	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本的な考え方	2
	（1）基本理念	2
	（2）基本的視点	3
5	施策の体系	4

第2章 障害者計画

1	理解と交流の促進	6
	（1）広報・啓発活動の推進	7
	（2）人権・福祉教育の推進	8
	（3）社会参加の促進	9
	（4）スポーツ・文化活動への参加促進	9
	（5）福祉マンパワーの活用	10
2	自立した生活への支援	11
	（1）福祉サービスの充実	12
	（2）経済的支援の充実	13
	（3）権利擁護の推進	14
	（4）相談支援体制の充実	14
	（5）防災・防犯体制の充実	15
	（6）安全・快適な公共施設等の整備	16
3	保健・医療体制の充実	17
	（1）心と体の健康保持	18
	（2）医療体制の充実	18
4	保育・幼育・教育体制の充実	19
	（1）就学前児童への支援	20
	（2）学校教育の充実	21
	（3）切れ目のない支援体制の整備	22
5	雇用支援と就労支援	23
	（1）雇用に向けた支援の充実	24
	（2）多様な働き方への支援	24

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市は、平成20年度に平成24年度までを計画期間とする「第3期えびの市障害者計画」を策定し、平成18年度から施行された障害者自立支援法への対応を図るとともに、「誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。この間、平成23年度には、障害者自立支援法に基づく「第3期えびの市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの一層の充実に取り組んでいるところですが、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障害者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

国は平成17年4月に「発達障害者支援法」を施行し、発達障害のある人への総合的な支援の流れを明確化しました。

また平成18年4月「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神障害の障害種別ごとに提供されていた福祉サービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められ、利用者負担の見直しや国の財政責任の強化が図られました。平成21年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正し、障害のある人の就労・雇用対策の強化を図っています。

一方、「障害者自立支援法」の施行により障害のある人への一部自己負担が大きくなり、反発も出たことから、平成21年9月、連立政権合意における「障害者自立支援法」の廃止の方針が示され、平成24年6月に日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として、「障害者自立支援法」の一部を改正し、法名も平成25年4月1日「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変わります。

また、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、同年7月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、えびの市でも平成24年10月1日より福祉事務所に「えびの市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待に対応する体制の整備を図ったところです。国の方では障害のある人を差別することを禁止する法律の制定に向けた検討も進められています。

このような状況に対応するため、本市における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第4期えびの市障害者計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本市における障害者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び「宮崎県障害者計画」を踏まえたものとしします。

また、この計画は「第5次えびの市総合計画」に即したものとするほか、本市の関連計画である「えびの市障害福祉計画」、「えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「えびの市次世代育成支援行動計画」、「健康日本21えびの市計画（第二次）」などの各種計画との整合性をもったものとしします。

3 計画の期間

「第4期えびの市障害者計画」は、『障害者基本法』に基づき、本市の障害者施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであり、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間を計画期間としします。

4 計画の基本的な考え方

（1）基本理念

私たちの住む地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が一緒に生活しています。誰もが住み慣れた地域で、すべての人々と安心して暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活においても、主体性をもって社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会を目指していかなければなりません。

本市では、障害のある人もない人も、ともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、障害のある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階において、もてる能力を最大限に発揮して、その人らしく生活することを目指す「リハビリテーション」の理念のもと、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

また「第5次えびの市総合計画」に示す「みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり”」を推進するため、「障害のある人が安心して暮らせる環境づくり」を目指し、「第4期えびの市障害者計画」の基本理念を第3期計画から継承し

“一人ひとりが互いに尊重し合う 思いやりのあるまちにしましょう” としします。

【基本理念】

「一人ひとりが互いに尊重し合う

思いやりのあるまちにしましょう」

(2) 基本的視点

障害のある人が自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、生活支援施策の展開及び地域の生活基盤の整備を図っていく必要があります。これまでに推進されてきた障害福祉に関する考え方などを踏まえ、以下に示す基本的視点のもとに施策の展開を図るものとします。

1. 人権の尊重

障害の種別や程度あるいは環境などの、それぞれ違いを踏まえつつ、人間としての誇りと尊厳を持ちながら、その人らしく生きることができるよう、人権の尊重を基本として支援に努めます。また、周囲の障害者への理解の促進に努めます。

2. 相談支援体制の充実

年齢、障害程度、障害種別ごとに異なる様々な生活場面での問題に対し、総合的かつ連続性のある相談支援体制の充実を図るため、福祉、教育、就労等幅広い分野にわたって市役所内の関係各課及び関係機関等の連携を強めるとともに、近隣自治体との広域的な協力関係を一層重視します。

3. 生きがいづくりのための支援

障害のある人が、自由に意思を表示し、活動できるような環境を保障するため、日中活動の場や社会参加を促す環境整備など障害福祉サービスの提供体制を整備に努めます。

4. 障害のある子どもへの支援

一人ひとりの健やかな発達を最大限確保するため、それぞれの障害の状況に応じた療育的な事業を充実するとともに、就学前から卒業後も含め、切れ目のない継続的な支援に努めます。

5. 就労支援の充実・強化

「働きたい」という意欲や希望を持つ障害のある人が、能力や適性に応じて働くことができるよう、サービス事業者をはじめ、企業や関係機関と連携しながら障害のある人のさまざまな就労活動への支援を進めます。

6. 災害時対応の推進

地域社会において、安全かつ安心して生活を営むことができるように、障害者の実情に応じた施策の推進を図り、特に、災害時には、円滑な避難ができる体制づくりを進めます。

5 施策の体系

障害者計画施策体系

一人ひとりが互いに尊重し合う

思いやりのあるまちにしましょう

1 理解と交流の促進

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 人権・福祉教育の推進
- (3) 社会参加の促進
- (4) スポーツ・文化活動への参加促進
- (5) 福祉マンパワーの活用

2 自立した生活への支援

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 相談支援体制の充実
- (5) 防災・防犯対策の充実
- (6) 安全・快適な公共施設等の整備

3 保健・医療体制の充実

- (1) 心と体の健康保持
- (2) 医療体制の充実

4 保育・幼育・教育体制の充実

- (1) 就学前児童への支援
- (2) 学校教育の充実
- (3) 切れ目のない支援体制の整備

5 雇用支援と就労支援

- (1) 雇用に向けた支援の充実
- (2) 多様な働き方への支援

第2章 障害者計画

1 理解と交流の促進

障害のある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすためには、障害に関する理解の促進が欠かせません。

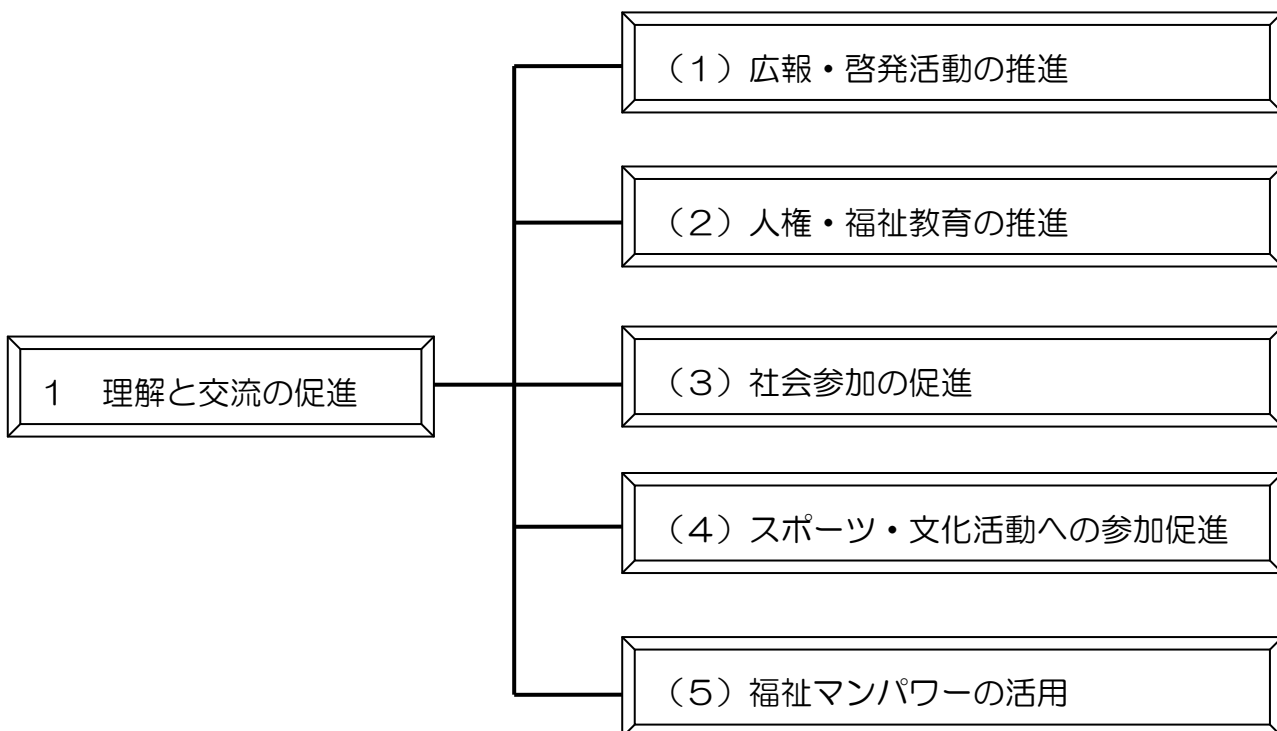
また近年、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害のある児童・生徒に対する理解・支援の必要性が高まっています。

ノーマライゼーションの理念を広く市民の間に浸透させていくための広報・啓発の充実や、学校などの人権・福祉教育の推進により、正しい理解の促進を図ることが必要です。また、障害のある人との交流の場づくりを進め、互いに理解を深めていくことが求められています。

障害のある人の地域での自立した生活の継続と生活の質を高めるために、各種福祉サービスの充実とともに、サービス提供に関わる人材の確保も必要です。

周囲の理解と支援を充実させることにより、地域における交流活動やスポーツ・文化活動などを通じて、障害のある人が「生きがい」を持って暮らせるような地域づくりを進めます。

体系



(1) 広報・啓発活動の推進

広報による障害に関する情報提供や、イベントなどの機会における啓発などを行い、市民の理解促進を図ります。

No.	施策	内容	関係課
1	障害のある人向けの広報等による情報提供	障害のある人が、市の情報を容易に得ることができるよう支援します。	福祉事務所
2	情報提供体制の整備	市のホームページや広報紙などの広報媒体により、障害のある人に対し、制度やサービスについて、わかりやすい情報提供ができる体制を整備に努めます。	企画課 福祉事務所
3	広報活動の充実	障害福祉の制度やサービスの概要などをまとめた「障害者福祉サービス一覧表」等を手帳交付時や窓口での相談時に配布すると共に、民生委員や障害者団体などの支援者への説明の際に、障害福祉に関する制度の周知を図ります。	福祉事務所
4	啓発活動の充実	人権セミナーの開催や、人権擁護委員との連携による、人権週間期間中の街頭啓発活動、「人権を考える市民のつどい」などの機会を通じて、障害への理解を深めるための啓発活動を実施します。庁内や事業所においては、研修などの機会を通じた啓発を行います。	総務課 観光商工課 福祉事務所

(2) 人権・福祉教育の推進

学校や関係機関の教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深める人権・福祉教育を推進し、地域の中で障害のある人が安心して暮らせるよう環境を整備します。

No.	施策	内容	関係課
5	発達障害への理解の促進	発達障害の早期発見・早期支援につなげられるよう、広報紙やパンフレットなどを通じて情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
6	学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会と学校とが連携し、福祉協力校を中心として点字や手話、車イス体験などの各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。また、総合的な学習の時間のなかで、発達段階に応じた福祉教育を推進します。	学校教育課
7	精神保健福祉に関する知識の普及・啓発	精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、県主催の講演会の案内や、広報紙などによる啓発に努めます。	健康保険課 福祉事務所

(3) 社会参加の促進

障害のある人が地域の活動などに参加することで、「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、障害者団体の活動やボランティア団体の活動の支援とともに、地域行事やボランティア活動への積極的な参加を促進します。

No.	施 策	内 容	関 係 課
8	地域交流の促進	野菜、陶芸品等の販売により、生産者、障害者、消費者が顔を合わせ、地域の人とのつながりをもちながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域交流を促進します。	市民協働課 福祉事務所
9	地域行事への参加促進	障害のある人がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保などに努め、参加の促進を図ります。	市民協働課 観光商工課 社会教育課 福祉事務所
10	ボランティア活動への参加の促進	障害のある人が地域の活動に参加することで、生きがいを持って生活ができるよう、ボランティア活動への参加の促進を図ります。	市民協働課 福祉事務所
11	選挙における配慮	各種選挙における投票の際には、投票所の状況に応じて、車イスでの乗り入れやスロープを設置するなど、投票しやすい環境の整備に努めます。	選挙管理委員会 財産管理課

(4) スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動などへの参加を促進し、障害のある人の地域の中での生きがいづくりを支援します。

No.	施 策	内 容	関 係 課
12	スポーツ活動の参加機会の充実	障害のある人のスポーツニーズに対応するため、体育協会などのスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、障害者スポーツ大会の開催などを支援します。	社会教育課 福祉事務所
13	文化活動の参加機会の充実	文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者などによる障害のある人に対応した教室や講座を開催するよう努めます。図書館においては大活字本を揃えるなど、障害に応じた対応に努めます。	社会教育課

(5) 福祉マンパワーの活用

サービスなどの担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用により、障害のある人の多様化するニーズに対応します。

No.	施策	内容	関係課
14	ホームヘルパー等の確保	ホームヘルパーなどの障害者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。	福祉事務所
15	手話通訳者・要約筆記者等の確保	派遣事業を継続して行うとともに、講座などを開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。	福祉事務所
16	ボランティアに関する情報提供の充実	NPO、ボランティア団体への活動支援を行い、市民活動の場を創出します。ボランティアなどへの参加意欲がある市民に対し、情報の提供や講座の開設などの支援を行います。	市民協働課 福祉事務所

2 自立した生活への支援

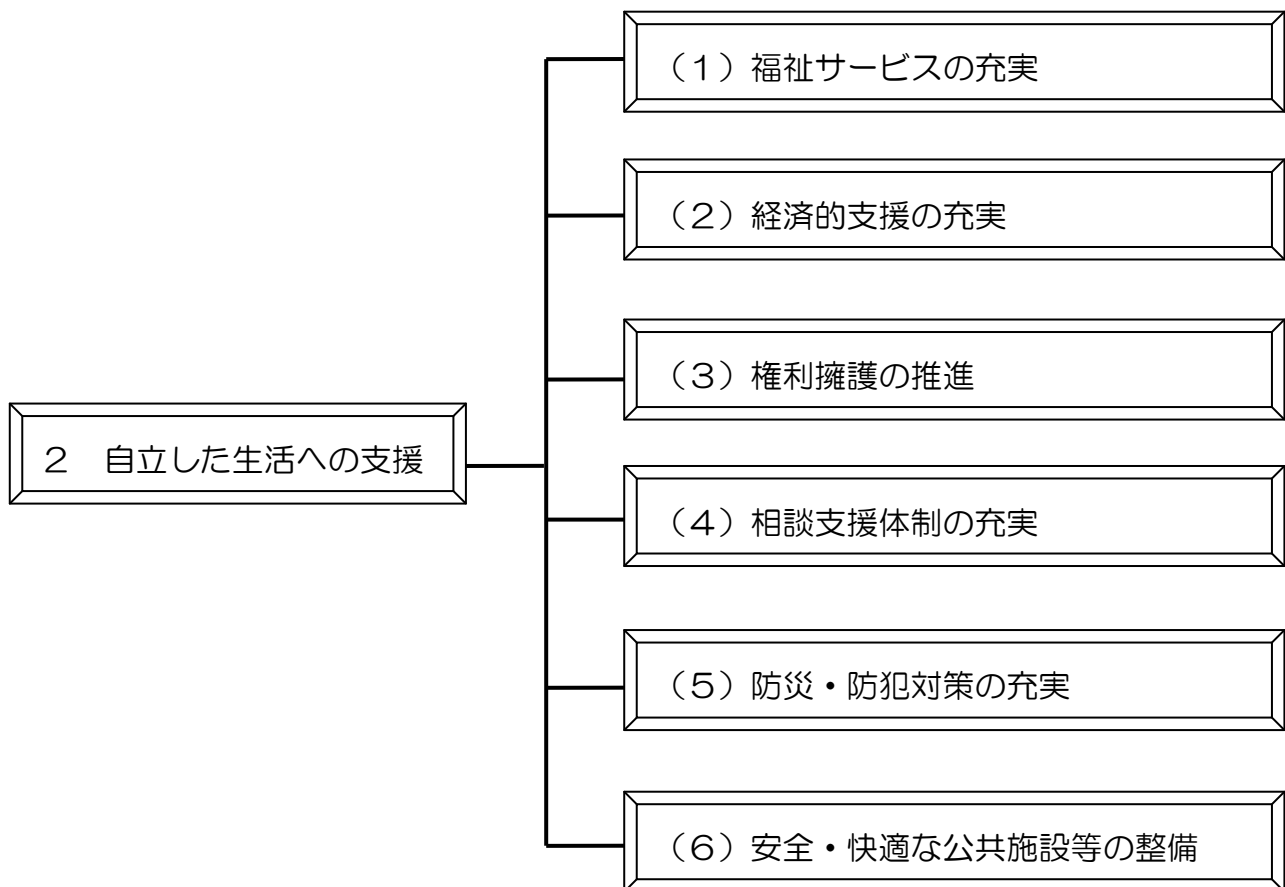
障害のある人は、日常の生活の中で、不便や不安を感じています。自立した生活の実現を支援するための様々な取組が必要です。

障害福祉サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障害に応じた各種のサービスが確保されることが重要です。障害のある人が必要なサービスを主体的に選択し、利用できるよう多様な福祉サービスの提供が求められています。

また、家族や当事者に対する総合的な相談支援体制の整備とともに、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対して、人権や財産などを守る権利擁護についても充実が必要です。

さらに東日本大震災以降、災害に対する不安が増加しています。本市は、梅雨・台風等による集中豪雨が例年発生する恐れがあり、災害対策を進めていく必要があります。地域福祉推進会議を通して災害時要援護者の見守り、避難支援体制を構築しており、災害時に適切な情報提供や避難支援が行えるよう体制の整備強化を進めます。

体 系



(1) 福祉サービスの充実

障害のある人の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービスなどの充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

No.	施策	内容	関係課
17	訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめ、障害のある人が地域で暮らしていく上では、欠かせないサービスであるため、サービスの充実に努め、居宅での生活を支援します。	福祉事務所
18	日中活動系サービスの充実	障害のある人の状況に応じて、生活介護や自立訓練などのサービスを提供します。	福祉事務所
19	居住系サービスの充実	障害のある人が地域で、安心して暮らせる環境整備に努めます。	福祉事務所
20	地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援します。	福祉事務所
21	家族介護者への支援	短期入所や各在宅介護支援センターとの連携を図り、障害のある人を介護している家族の負担軽減を進めます。	福祉事務所
22	福祉サービスの質の向上	サービスの量の拡充だけでなく、質の向上も求められることから、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。	福祉事務所

(2) 経済的支援の充実

障害のある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当の支給や助成を行うとともに、経済的な支援を行います。

No.	施 策	内 容	関 係 課
23	医療費の助成	障害のある人が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。	健康保険課 福祉事務所
24	障害のある子どもへの就学奨励	障害のある児童・生徒の就学を支援するため、特別支援学級の児童・生徒に対し、就学奨励費や体験活動の充実に努めます。	学校教育課
25	各種手当等の支給	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図り、支給を行います。	福祉事務所
26	交通費の助成	タクシー料金の基本料金を助成し、障害のある人の外出を支援します。利用者のニーズを把握し、年間利用回数の上限について検討します。	福祉事務所
27	障害のある人の地域移行	医療機関などとの連携のもと、障害のある人の地域生活への移行・定着に向け、サービスの充実などを含めた支援を行います。	福祉事務所
28	えびの市地域自立支援協議会の開催	市地域自立支援協議会において、ケース検討会議等を行い、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう具体的な検討を進めます。	福祉事務所

(3) 権利擁護の推進

障害のある人の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業を推進します。

No.	施策	内容	関係課
29	権利擁護の推進	知的障害・精神障害の人など、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業の推進を図ります。	福祉事務所
30	成年後見制度利用支援事業の推進	障害のある人の自己決定の尊重と権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度による支援に努めます。	福祉事務所
31	虐待防止に向けた取組の充実	福祉事務所内に設置している「えびの市障害者虐待防止センター」において引続き、障害のある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援を行います。 児童については、要保護児童対策地域協議会における研修の実施と、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。	長寿介護課 福祉事務所

(4) 相談支援体制の充実

障害のある人のさまざまな相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員などの協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

No.	施策	内容	関係課
32	身近な相談員による相談体制の充実	市民に対して身近な相談窓口である民生委員児童委員・身体障害者相談員の相談体制の充実に努めるとともに、「心配ごと相談」などの各種相談を実施します。	福祉事務所
33	専門機関等との連携	円滑な相談支援を実施するため、児童相談所、障害者相談支援センター、保健所などとの連携を図ります。	福祉事務所
34	相談支援センターの周知	障害のある人への総合的な相談や権利擁護のために必要な支援に対応できる体制として、現在、「そうだんサポートセンターあさひ」に委託しており、今後も、障害者（児）の相談・支援に対応するためセンターの周知に努めます。	福祉事務所

(5) 防災・防犯対策の充実

災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害などの緊急事態発生時に適切な情報提供や避難支援が行えるよう体制を整備します。また、障害のある人が犯罪などに巻き込まれることのないよう、関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進します。

No.	施策	内容	関係課
35	防災情報の提供体制の整備	防災に関する情報を障害のある人に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。	総務課
36	災害時要援護者避難支援体制の整備	災害時要援護者避難支援については、地域福祉推進会議において、災害時要援護者のリストアップを行い、避難支援協力者を登録しているが、今後も、地域福祉推進会議等を通じて、安否確認や避難支援が行えるよう体制の整備を進めていきます。	総務課 長寿介護課 福祉事務所
37	災害時における医療体制の整備	えびの市災害対策本部の医療対策部を中心に、地域の医師会や消防署、警察などと連携を図り、地域における災害時の医療体制の整備・充実を図ります。	健康保険課 市立病院
38	障害のある人に配慮した避難所の整備	避難所において、間仕切りなどのプライバシーを保護できる資機材の確保に努めます。また、福祉避難所として利用可能な施設を調査し、指定できるよう関係者と協議を進めます。	総務課 福祉事務所
39	防犯対策の啓発、防犯活動	定期的にあびの市安全なまちづくり推進協議会を開催し、関係機関、防犯団体との連携強化を図ります。防犯ボランティアの新規結成や自治会活動を促進し、防犯活動の推進に努めます。	市民協働課
40	防災対策の啓発	市内の各地区において図上訓練等を開催し、自主防災組織の設立に向けた研修を行い、防災についての啓発を行います。	総務課 福祉事務所

(6) 安全・快適な公共施設等の整備

障害のある人が公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を行います。

No.	施 策	内 容	関 係 課
4 1	公園、道路等の バリアフリー化 の推進	都市公園、道路などの改修や整備時には、 障害のある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化を進めます。	社会教育課 財産管理課 建設課 観光商工課
4 2	公共交通機関の バリアフリー化 の推進	コミュニティバスなどの公共交通機関について、 障害のある人が利用しやすいように利便性・安全性の向上に努めます。	企画課
4 3	施設のバリアフリー化の推進	施設等の整備時には、「バリアフリー新法」や「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、 バリアフリー化に努めます。	市民協働課 社会教育課 財産管理課 観光商工課 長寿介護課 福祉事務所

3 保健・医療体制の充実

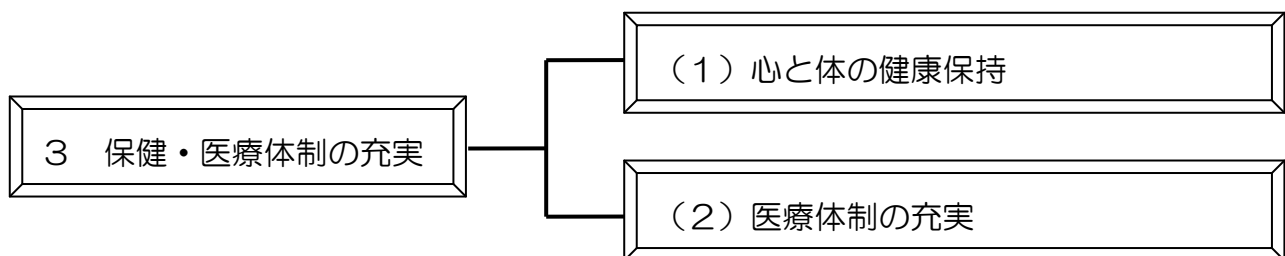
障害のある人を含めた誰もが地域で健康的な生活を送れるよう、障害の発生予防や疾病の早期発見・早期治療、健康の維持増進のための取組について、継続的な支援が求められています。

障害のある人の多くは通院が必要な疾病を抱えており、保健・医療・福祉のそれぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が求められています。

本市では各年齢に応じた健診（検診）や相談などの事業を実施し、疾病の早期発見・指導に努めています。

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障害のある人がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを進めます。

体 系



(1) 心と体の健康保持

障害の早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康に関する取組を進めます。

No.	施 策	内 容	関 係 課
44	就学前における支援体制の充実	発育・発達について、指導・助言のできる人材を確保し、「3ヶ月児健診」や「1歳6ヶ月児健診」「3歳児健診」などの定期健診の充実に努めます。また、保育園等との連携を図り、切れ目のない支援を行います。	健康保険課 福祉事務所
45	各種健診・予防接種の実施	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診、予防接種を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。	健康保険課
46	肢体不自由児への支援	肢体不自由児に対し、相談支援を行い、本人の生活環境の改善や家族介護者の負担軽減などにつなげます。	健康保険課 長寿介護課 福祉事務所
47	精神保健対策の充実	幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。医療が必要な場合は医療機関につなげていきます。	長寿介護課 健康保険課 福祉事務所

(2) 医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を図り、医療体制の充実を図ります。

No.	施 策	内 容	関 係 課
48	歯科治療の受診機会の確保	障害のある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに、歯科治療の受診については、小林えびの西諸歯科医師会との連携に努めます。	健康保険課 福祉事務所
49	救急医療体制の充実	西諸医師会、えびの市医師団との連携を密にし、在宅医当番制度、救急医療体制の充実を図ります。	健康保険課

4 保育・幼育・教育体制の充実

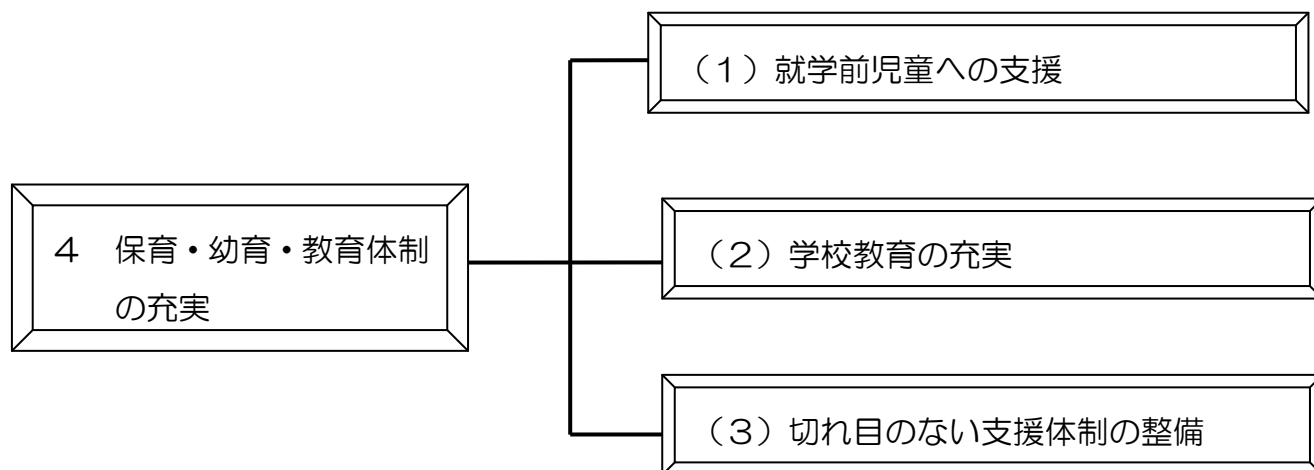
障害の内容が、多様化・複雑化しているなか、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を図るためには、就学中はもちろん、就学前から卒業後に至るまで一貫した支援体制が必要となっており、各分野の関係機関が連携し、包括的な支援が求められています。

また、子どもの頃から障害の有無に関係なく一緒に保育・幼育・教育を受けることで、互いの存在を認め合う心が育まれていきます。そのため、保育・幼育・教育を受ける上で、障害の有無に関係なく、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きることができる環境を整えることが大切です。

本市では、母子保健・保育・幼育・教育・障害福祉の各部門が連携し、障害のある子を含めたすべての子どもたちに対し、切れ目のない支援を行っています。特に、支援が必要な子どもに対しては関係機関が連携を密にすることでより良い支援を進めていきます。

一人ひとりの個性や障害の特性に応じて、持てる力を十分に発揮できるよう、各分野の連携を密にし、障害のある子の保育・幼育・教育の充実を図ります。

体 系



(1) 就学前児童への支援

障害のある子どもが、身近な地域で保育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

No.	施策	内容	関係課
50	保育士等への研修の実施	近隣の特別支援学校と協働し、研修などを行い、保育士などの専門的知識の習得を図ります。	福祉事務所
51	発達障害児への支援	保育園と県や市の関係機関との連携を強化し、発達障害の早期発見、早期支援に努めます。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
52	多様な保育サービスの充実	個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ園のバリアフリー化や保育士の特別支援保育にかかる質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。	福祉事務所
53	相談支援体制の充実	県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、保育士、保健師などによる身近な支援者として相談支援を行います。また、就学前の子どもに対しては「就学前ことばの教室」での相談など、関係機関の連携を強化し相談支援の充実を図ります。	学校教育課 健康保険課 福祉事務所
54	保護者への子育て支援	障害のある子どもの保護者に対し、諸学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。	健康保険課 福祉事務所
55	保育園等訪問支援	保育園に通っている障害のある子どもに対し、訪問指導を実施するなどきめ細かな、支援体制に努めます。	福祉事務所

(2) 学校教育の充実

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や教員の専門性の向上に努めます。

No.	施策	内容	関係課
56	特別支援教育の充実	関係機関、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。	学校教育課
57	教育上の相互理解	障害についての理解を深めるため、小学校において、障害児通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。	学校教育課
58	学校施設、設備の改善	新たな学校施設の整備は、児童・生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設のバリアフリー化についても「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき整備を検討していきます。	学校教育課
59	教員の専門性の向上	教員の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、特別支援教育支援員の確保に努めます。	学校教育課
60	放課後等の居場所づくり	障害のある子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所として、日中一時支援事業の充実を図るとともに、療育の場として放課後等デイサービスなどの充実に努めます。	福祉事務所

(3) 切れ目のない支援体制の整備

障害のある子どもが将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫したきめ細かな支援の構築を進めます。

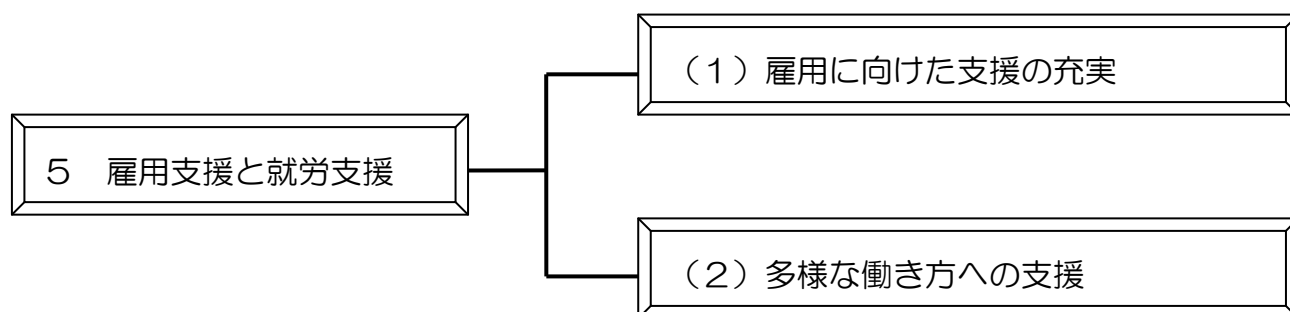
No.	施 策	内 容	関 係 課
61	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	福祉関係機関及び教育関係機関などが連携し、就学前、保育園、学校を中心とし、就学前から卒業、就労に至るまで、切れ目のない支援が行えるような体制整備に努めます。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
62	児童発達支援事業の実施に向けた体制づくり	身近な療育の場として、障害のある子どもに基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業が実施できる体制の整備に努めます。	福祉事務所

5 雇用支援と就労支援

障害のある人が、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。本市では、働く意欲があっても就労に結びつかない障害のある人を支援するため、関係機関と連携を密にしながら、就労の確保に努めています。

障害のある人が、その意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保を図るとともに、企業や事業所などの障害者雇用に関する理解を促進します。

体 系



(1) 雇用に向けた支援の充実

県の雇用関係の機関やハローワークなどとの連携を図り、障害のある人の雇用に対する理解を深め、雇用の支援を行います。働く意欲があっても、一般就労の難しい障害のある人に対して、個々の特性に合った仕事が見つめられる支援体制の整備を進めます。

No.	施策	内容	関係課
63	企業等における理解の促進	広報紙やパンフレットなどを通じて法定雇用率などの周知を図るとともに、障害者雇用についての理解促進を図ります。	総務課 観光商工課 福祉事務所

(2) 多様な働き方への支援

働く機会の充実に努めるとともに、障害者就労支援事業などにより、障害のある人の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

No.	施策	内容	関係課
64	障害者就労支援事業の活用	働く意欲があっても就労に結びつかない障害のある人を支援するため、ハローワークなどの関係機関と連携を密にし、情報提供に努め就労に結びつくよう更なる充実を図ります。	福祉事務所
65	一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行に向けて、基礎的な訓練や、事業所や企業における作業実習、適性に合った職場探し、就労後の支援など、一般就労に向けた支援を行います。	福祉事務所
66	福祉的就労の充実	障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、工賃の確保も視野に入れながら、ニーズにあった創作活動、生産活動の機会を提供し、活動の充実を支援します。	福祉事務所